

消費税改定（軽減税率制度、適格請求書等 保存方式導入）に伴うJPCA-BP および Chem eStandards 改定について

2021年3月
石化協CEDI-WG

【過去の経緯】

2019年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施された。石化協ではこれに対応するために、2019年4月に石化協EDI標準（JPCA-BPおよびChem eStandards ※1）の改定を行った。

【今回の背景】

2023年10月1日からは、適格請求書等保存方式が導入される。今回、これに関する石化協EDI標準の改定として、EDI項目の追加、廃止、および設定ルールの変更を実施する。

※1) JPCA-BPとChem eStandards の概要については、P.3, 4 参照
（CEDI-WG主催（1回/年）のEDI入門セミナー資料から抜粋）

化学会社におけるEDIの現状

情報通信委員会が普及推進するEDI標準

	1986	1991	1996	1999	2001	2004	現在
石化協EDI標準 (JPCA-BP) 電話回線		開発	普及	商社との取引に適用するEDI標準を開発 日本貿易会と連携して普及 化学、商社10社が現在も利用 接続先335社 (メンバー会社内数値)			
化学業界国際EDI 標準 (Chem eStandards) インターネット	欧米の大手化学企業30社 (BASF、DuPont、Dowなど)が 米国化学業界EDI標準化組織 CIDX(Cheical Industry Data Exchange) に集結して開発			開発	普及 欧米では 化学、ディストリビュータ、 物流会社など2,000社が利用		
化学業界国際EDI 標準の国内普及	2001年 経産省の補助事業として調査研究 日本化学業界の次世代EDI標準として採用 2002年 国内実用化の準備を開始 2004年 国内での実用化・普及活動を開始			調査	準備	普及	

JPCA-BPとChem eStandardsの違いについて

	JPCA-BP	Chem eStandards
管理団体	石化協	OAGi
利用開始時期	1991年	2004年
適用業務	受発注・決済(契約～支払)	受発注だけでなく 商談から決済までの広範囲の 業務をカバー
利用地域	日本	グローバル
使用可能メッセージ	9メッセージ	72メッセージ
データ構造	CIIシンタックスルール (JIS X7012)	XML (OAGIS)
通信方式	全銀標準プロトコル	RNIF
伝送単位	ファイル転送	メッセージ転送
適用回線	公衆回線網、専用回線	インターネット
特徴	化学(売)、商社(買)の取引を ターゲットに開発された	化学品取引全般に利用できるよ うに開発された

【改定のポイント】

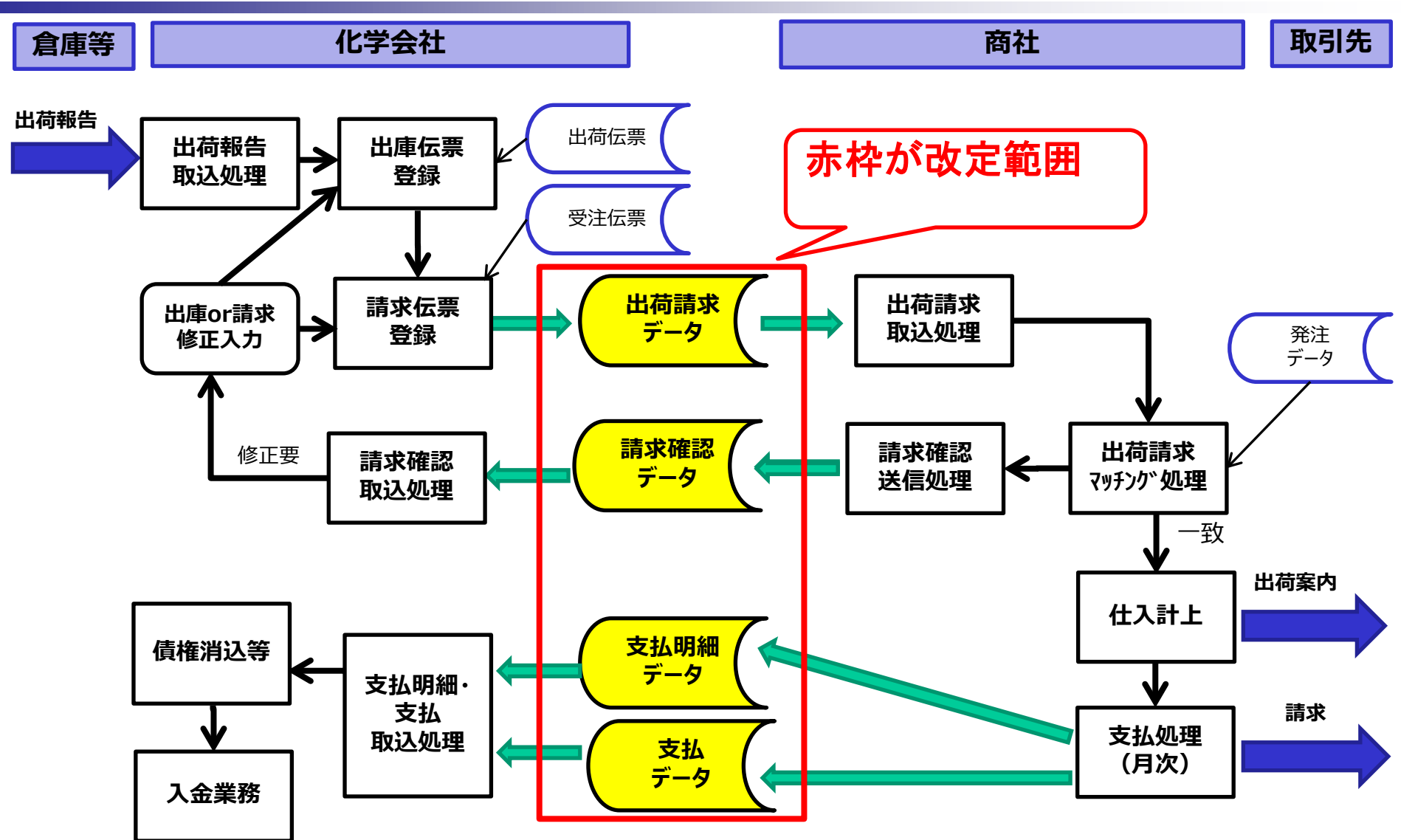
- 1) 法令で定められた以下制度にもとづき、石化協EDI標準の改定を行う。
 - ・区分記載請求書等保存方式（2019/10～実施）
 - ・適格請求書等保存方式（2023/10～実施）
- 2) 石化協EDI標準は、受発注～決済および他の領域も適用範囲にしているが、今回の改定範囲は、上記1)の制度に係る決済業務（請求、支払通知等）を対象とする。※2)

※2) 改定範囲のイメージはP.6の通り。（JPCA-BPを例として）

【改定のスケジュール】

- ・情報通信委員会メンバー会社に改定案の賛否投票を行う。（今回）
（11月下旬発信、12月末を締切）
- ・来年1月中旬頃、改定内容（確定版）を情報通信委員会メンバー会社に通知

JPCA-BPの改定範囲



適格請求書等保存方式導入に伴う JPCA-BP および Chem eStandards 改定内容

1. 各請求書等保存方式の記載事項の比較

請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式、および 適格請求書等保存方式の請求書等の記載事項の比較

請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式
軽減税率導入前	2019/10～	2023/10～
<ul style="list-style-type: none"> 書類の作成者の氏名又は名称 課税資産の譲渡等を行った年月日 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 課税資産の譲渡等の税込価額 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 	左記の記載事項に加えて <ul style="list-style-type: none"> 軽減対象資産である旨 税率ごとに合計した税込価額 	左記の記載事項に加えて <ul style="list-style-type: none"> 適格請求書発行事業者の登録番号 軽減対象資産である旨 税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率 税率ごとに区分した消費税額等 返品時は、売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日

2. 各保存方式に関するJPCA-BPの改定内容

1) 区分記載請求書等保存方式（2019/10開始）に関するJPCA-BPの改定内容

対応事項	検討課題	改定内容
軽減対象資産である旨	左記項目は存在しない。	現状の「課税区分」（1:課税、2:非課税）を（1:標準税率、2:非課税、3:軽減税率、4:経過措置）とする。
税率ごとに合計した税込価額	現状の出荷請求データは、明細単位の送信のみで、請求金額を合計する運用は存在しない。	出荷請求データは現状通り明細単位の送信のみとし、仕入側が、税率ごとに区分して合計した税込価額を、支払データの「支払金額」に設定して送信する。（※1）

（※1）国税庁の「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（令和元年7月改訂版）」（以下、国税QA集）の問59（書面と電磁的記録を合わせた仕入明細書）に、請求側からは明細単位でのEDI送信のみで、仕入側が月まとめて支払通知書（税率ごとに区分したもの）を書面で交付する事例でも要件を満たす、との見解が示されている。これに基づき、支払通知書を電磁的記録の保存要件を満たす前提で、支払データに置き換えたもの。

2. 各保存方式に関するJPCA-BPの改定内容

2) 適格請求書等保存方式（2023/10開始）に関するJPCA-BPの改定内容

対応事項	検討課題	改定内容
適格請求書発行事業者の登録番号	左記項目は存在しない。	登録番号の項目を追加する。
軽減対象資産である旨	区分記載請求書等保存方式（2019/10開始）にて対応済み	
税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率	「税率ごとに合計した税込価額」は、区分記載請求書等保存方式（2019/10開始）にて対応済み	
	適用税率の項目は存在しない。	適用税率の項目を追加する。
税率ごとに区分した消費税額等	消費税の端数処理について、国税QA集に、明細ごとに1円未満の端数処理を行いそれを合計することは認められないとある（※2）。これに対して、JPCA-BPでは、明細ごとに端数処理を行っているのが一般的である。	出荷請求データ～支払明細データでは、「消費税額」と「税込請求額」は使用不可とする。支払データで、課税区分・適用税率ごとに計算した消費税額等を「消費税額」に設定する（※3）。
返品時は、売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日	左記項目は存在しない。	「返品資産の基譲渡日」の項目を追加する。

2. 各保存方式に関するJPCA-BPの改定内容

(※2) 国税QA集の問37（適格請求書に記載する消費税額等の端数処理）に、以下の記載がある。

「一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。」

(※3) 国税QA集の問45（複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理）に、納品書単位で端数処理を行った消費税額等の合計額を請求書に表示してもよいとある。これに従って、出荷請求データの明細を納品書とみなし、請求側が端数処理を行い出荷請求データに設定した消費税額等を、仕入側が適用税率ごとに合計し、支払データに設定する対応に問題があるかを、京橋税務署(石化協の管轄税務署)に確認を行った結果、回答は以下の通りであった。

【回答内容】

取引(納品書)ごとに端数処理して複数取引の合計額で請求することは問題ないが（問45）、一回の取引の中で商品ごとに端数処理することは認められない（問37）。

従って、一取引が出荷請求データの一明細であれば問題ないが、一取引が複数明細になっていると問題である。システム的に対応が難しいのは理解するが、要件を満たさないと課税事業者として認められず、改正法では罰則規定もあるので十分に注意されたい。

【JPCA-BP改定案の考え方】

一注文で複数商品の納入もあるため、一取引複数明細が前提で対応するのが妥当と判断。よって、請求側が出荷請求データの明細単位で端数処理を行い、消費税額等を設定することは適切ではないと判断した。

3. 各保存方式に関するChem eStandardsの改定内容

1) 区分記載請求書等保存方式(2019/10開始)に関するChem eStandardsの改定内容

- 「**軽減対象資産である旨**」への対応

- TaxTypeCodeで、課税区分を表す。

(VA:標準税率、ZZ:軽減税率、OH【オーエイチ】:経過措置)
尚、非課税は、従来通り、「TaxableFlag」で表す。

- ・変更対象メッセージは、以下の通り。

Invoice、PaymentDetail、AcceptanceNotification

- 「**税率ごとに合計した税込価額**」への対応

- ・Invoiceメッセージを使用している場合、仕入側がInvoiceの「TaxTypeCode」ごとに区分して合計した税込価額を、PaymentDetailメッセージの「LineItemTotal>MonetaryAmount>MonetaryValue」に設定する。

- ・Invoiceメッセージを使用せず、AcceptanceNotificationメッセージを使用している場合、仕入側が、AcceptanceNotificationの「TaxTypeCode」ごとに区分して合計した税込価額を、PaymentDetailメッセージの「LineItemTotal>MonetaryAmount>MonetaryValue」に設定する。

3. 各保存方式に関するChem eStandardsの改定内容

2) 適格請求書等保存方式（2023/10開始）に関するChem eStandardsの改定内容

対応事項	対象メッセージ	改定内容（※4）
適格請求書発行事業者の登録番号	Invoice	SellerのTaxIdentifierNumber(411)を使用
	PaymentDetail	SellerのTaxIdentifierNumber(238)を使用
	AcceptanceNotification	SellerのTaxIdentifierNumber(283)を使用
軽減対象資産である旨	区分記載請求書等保存方式（2019/10開始）にて対応済み	
税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額	「税率ごとに合計した税込価額」は、区分記載請求書等保存方式（2019/10開始）にて対応済み	
適用税率	Invoice	InvoiceTotalのTaxRate(293)を使用 （従来より対応済み）
	PaymentDetail	ShippingのTaxRate(386)を使用
	AcceptanceNotification	LineItemTaxableTotalのTaxRate(646)を使用

（※4）項目名の後の「(数字)」は、Usage Guidelines の【別冊A】Chem eStandards項目説明表の各トランザクションの「連番」の数字を表す。

3. 各保存方式に関するChem eStandardsの改定内容

対応事項	対象メッセージ	改定内容
税率ごとに区分した消費税額等 (JPCA-BPと同様に、消費税の端数処理について、明細ごとに1円未満の端数処理を行いそれを合計することは認められない)	Invoice	● 下記項目は使用不可とする。 ・InvoiceTotalのMonetaryValue(282) (合計税込請求額) ・TaxAmountTotalのMonetaryValue(300) (合計税額) ・Pricing (PriceType=Taxes) のPricingLumpSumのMonetaryValue(517) (税額) ・Pricing (PriceType=GrossPrice) のPricingLumpSumのMonetaryValue(517) (税込金額)
	PaymentDetail	● 下記項目は使用不可とする。 ・ShippingのMonetaryValue(377) (支払税額) ・LineItemTotalのMonetaryValue(408) (税込支払金額) ● 課税区分・適用税率ごとに計算した支払金額・消費税額等を下記に設定 ・TotalAmountPaidのMonetaryValue(156) (合計税込支払金額) →従来からの使用項目 ・DiscountAmountのMonetaryValue(152) (合計税額)
	AcceptanceNotification	● 下記項目は使用不可とする。 ・Pricing (PriceType=Taxes) のPricingLumpSumのMonetaryValue(586) (税額) ・Pricing (PriceType=GrossPrice) のPricingLumpSumのMonetaryValue(586) (税込金額) ・LineItemTotalのMonetaryValue(605) (合計税込検収金額)

3. 各保存方式に関するChem eStandardsの改定内容



対応事項	対象メッセージ	改定内容
返品時は、売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日	Invoice	PricingのReferenceInformationのDateTime(537)を使用
	PaymentDetail	ShippingのTaxLocation(381)を使用
	AcceptanceNotification	LineItemTaxableTotalのTaxLocation(641)を使用

4. 適格請求書等保存方式への移行について

1) 適格請求書等保存方式への移行は、2023/10以前に行ってもよい（※5）。

（※5）国税QA集の問50（令和5年9月30日以前の請求書への登録番号の記載）に、以下の記載がある。（一部を抜粋）

「適格請求書の発行に対応したレジシステム等の改修を行い、適格請求書の記載事項を満たした請求書等を発行する場合にも、その請求書等は、区分記載請求書等として必要な記載事項を満たしていますので、区分記載請求書等保存方式の間に交付しても問題ありません。」

2) メーカー・商社各社が、一斉に同時移行するのは難しいと思われるため、以下の対応を推奨する。

- ・現行方式（区分記載請求書等保存方式）との並存を前提に、移行方法を検討する。
- ・個社が一斉切替を実施する場合は、相手先と十分な調整期間を設ける。

以上